

令和7年12月

各 位

青 色 情 報

青情 0705
事務局
☎351-4159

◇相談会開催のご案内◇

I. 年末調整個別相談会

日 程	令和8年 1月6日(火) 8日(木) 9日(金) 13日(火) 15日(木)
会 場	じばさん三重 5階 情報交換室2
時 間	午前10時~12時、午後 1時~4時 《受付は終了の30分前まで》
持ち物	・R7年前期分納付書・源泉徴収簿等書類・社会保険料等控除証明書(国民健康保険、国民年金及び国民年金基金、生命保険料控除証明書、介護医療保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、など) ・マイナンバーカード又は通知カード ※控除対象配偶者及び扶養親族のある場合は、全員の通知カード又はマイナンバーが分かる書類(例:令和7年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、など)
会 費	1,000円
納期限	・納期の特例の承認を受けていない場合の、源泉徴収税の納付期限は令和8年1月13日(火)です。 ・納期の特例の承認を受けている場合の、源泉徴収税の納付期限は令和8年1月20日(火)です。

II. 所得税確定申告の相談会

① 高額者決算確定申告講習会(高額者の方のみ対象)※要予約

日 程	令和8年 2月9日(月曜日)
会 場	じばさん4階 研修室2
時 間	午後 1時30分~3時30分 【要予約】
参加費	1,000円
持ち物	決算の手引き及び確定申告の手引き 又は 税務署から届いた書類一式
備 考	《受講対象者》 R6年分決算書の差引金額欄が300万円を超える方 ※一般の方は33欄、不動産の方は19欄、農業の方は36欄の金額をご確認ください

② (一般の方)確定申告個別相談会

日 程	令和8年2月16日(月)～3月13日(金) ※但し、水曜、土・日曜を除く
会 場	・じばさん5階 情報交換室2 (下記2日間以外) ・じばさん4階 研修室6 (2月19日)、開発室・研修室3 (3月10日)
時 間	午前9時30分～12時、午後1時～4時《受付は終了の30分前まで》
会 費	1,000円
持 ち 物	前年度の決算書及び申告書控、社会保険料等の控除証明書、(必要により)源泉徴収票 マイナンバーカード又は通知カード、本人確認書類、「確定申告のお知らせ」ハガキ
備 考	3月16日(月)は受付を行いませんのでご注意ください。

III. 消費税個別相談会

日 程	令和8年3月19日(木)・23日(月)・24日(火)・26日(木) 【4日間】
会 場	じばさん4階 研修室2
時 間	午前10時～12時 午後1時～4時 《受付は終了の30分前まで》
会 費	1,000円
持 ち 物	前年度及び前々年度の申告書・付表及び計算書類、マイナンバーカード 又は通知カード、本人確認書類、「確定申告のお知らせ」ハガキ
備 考	注)一般課税の方は <u>課税取引金額計算表</u> を事前にご記入の上ご来場下さい 特に、軽減税率8%の売上・仕入控除額は必ず区分計算をしてください。 また、インボイスを登録された方は、適格請求書発行事業者以外の者から 行なった課税仕入れについて経過措置の適用(80%控除)を受けるものについ ては、その区分(<u>課税取引計算表E蘭・G蘭</u>)もご記入ください。

IV. 令和7年度確定申告に関わるお知らせ

◇令和7年度税務署確定申告会場について

四日市税務署の確定申告会場は、今年度も昨年度と同様に「ユマニテクプラザ」の3階になります。ユマニテクプラザには駐車場がありませんので、申告会場へ行かれる際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

※ユマニテクプラザ： 四日市市鵜の森1-4-28 *桑名三重信用金庫四日市西支店東隣

■確定申告期間中の事務局の営業並びに個別相談会の開催について

令和7年度の確定申告期間（令和8年2月16日～3月16日）の事務局の営業につきましては、昨年度と同様に、じばさんの営業日に合わせて、毎週水曜日は休業日、毎週土曜日を営業日といたします。また、税理士による確定申告個別相談会の開催につきましても、水曜日を除く平日（月・火・木・金曜日）になります。
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

◇税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ

昨年度、当会の確定申告相談会場で申告書を提出された方(e-Tax 代理送信を含む)は、原則として、申告書等の用紙に代えて「確定申告のお知らせ」ハガキ(又は封書)が、来年1月末頃に税務署から届きます。

このハガキ(又は封書)がお手元に届いた方は、必ず申告会場にお持ちください。

◆確定申告書及び青色申告決算書等の配布について

確定申告の準備のため、申告書・決算書等が必要な方には、事務局及び下記の相談会等の会場に於いて配布いたします。

- ・「年末調整個別相談会」(1月)並びに「確定申告個別相談会」(2月16日～3月13日)
- ・税理士による「高額者決算確定申告講習会」(2月9日)

尚、確定申告書及び確定申告書作成の手引きは、1月中旬(予定)から事務局並びに各相談会等の会場に於いて配布いたします。

※令和7年度版『青色申告会員必携』の販売を行っています。確定申告書作成の手引きとしてご利用下さい。頒布価格770円のところ500円(税込)にてご購入いただけます。

§ イータックスによる確定申告について §

V. 昨年度(令和6年度)「イータックス」を利用された方へ!

昨年度、ご自宅及び事務局を通じて「イータックス」により申告書等を提出された方(税理士による代理送信も含む)は、今年度の確定申告も引き続きイータックスによる確定申告にご協力くださいますようお願いいたします。

VI. (昨年度書面提出された方へ)「イータックス」による確定申告のお薦め

昨年度、書面により確定申告書等を提出された方につきましては、今年度より下記の何れかによるイータックスをご利用ください。特に、青色申告特別控除55万円適用の方につきましては、青色申告決算書をイータックスにより提出することにより、青色申告特別控除65万円の適用が受けられます。

1. 税理士によるイータックスの代理送信

税理士による『代理送信』を利用したイータックスでの申告をお薦めいたします。事務局がお手伝い致しますので、是非ご利用ください。

2. ID・パスワード方式によるイータックス

過去に、四日市税務署確定申告会場においてイータックスにより確定申告をされた方は、ID・パスワード方式の届出が完了していますので、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)が記載された「ID・パスワード方式の届出完了通知」書面をご持参ください。事務局から、イータックスによる確定申告が可能です。申告にあたっては、事務局がお手伝いしますので、是非ご利用ください。但し、ID・パスワードの新規発行は、令和7年10月1日より停止されました。

3. マイナンバーカード方式によるイータックス(会計ソフトBRAご利用の方)

マイナンバーカードを取得済みの方は、事務局のパソコンを使ってイータックスによる確定申告が可能です。申告書等を印刷する手間がかかる上、控除証明書等の提出も必要ありません。BRAをお使いの方は是非ご利用ください。

VII. 年末調整における改正事項について

1. 所得税の基礎控除の見直し等

令和7年度税制改正により、次のとおり、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額		改正前	
	改正後(注1)			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円(注2)		48万円 58万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円(注2)			
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円(注2)			
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円(注2)			
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、給与の収入金額190万円以下の場合の最低保障額が55万円から65万円に引き上げされました。

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて控除する特定親族特別控除が創設されました。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件(注1)	
	(収入が給与だけの場合の収入金額(注2))	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

※ 詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) からご確認いただけます。